

議案第 7 0 号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第 7 0 号「大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

2 ページ目をお願いします。

大津駅西地区都市再生住宅は、すでに完了しております大津駅西第一土地区画整理事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる地区内に居住していた借家人に対応するため、民間事業者が建築した共同住宅を市が借り上げ、当該住宅困窮者に対して供給しているものです。

所在地は大津市御幸町 1 番 9 号、株式会社アーサスより現在 2 2 戸を借り上げており、令和 7 年 2 月末現在の入居戸数は 2 1 戸となっております。

平成 2 5 年 3 月に管理を開始し、共益費を含む借り上げ費用は年間で 2 6, 3 0 4 千円となっております。

3 ページをお願いします。

都市再生住宅の管理期間は、借り上げ開始から20年間、令和15年2月末までとしているところですが、国土交通省の通知や賃貸人との賃貸借契約において、管理期間10年を経過し、入居者がいない住戸についてはその用途を廃止し、賃貸人に返還することができます。大津駅西地区の都市再生住宅は、令和5年2月末で管理開始後10年が経過していることから、令和4年度及び5年度にも管理戸数を減じる条例改正を行っております。

今般、さらに1世帯1名が退去することとなり、賃貸人の了承のもと、新たに空き住戸となった1戸について都市再生住宅としての用途を廃止し、賃貸人へ返還することとなりました。

このことに伴い、都市再生住宅の管理戸数が減少することとなりますので、大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正いたします。施行日は令和7年4月1日となります。

なお、返還いたします空き住戸につきましては、株式会社アーサスにより一般向けに賃貸されます。

説明は以上でございます。